

平成 26 年 10 月 8 日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (10 時 2 分開会)

本日の委員会は、「議案の採決について」であります。

お諮りいたします。執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案 1 件、条例その他議案 7 件、諮問 1 件について、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、これより採決を行います。

第 1 号「平成 26 年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第 1 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 6 号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第 6 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 11 号「高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第 11 号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第 15 号「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」の採決を行います。

◎塚地委員 第 15 号議案の審議をさせていただいたんですけれども、公定価格の最終的な確定もいまだできておらずに予算がまたれるという状況もございますので、ぜひ継続審査にさせていただければとお願いしたいと思います。

◎明神委員長 第 15 号議案については、継続審査を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りをいたします。

第 15 号議案を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手少数であります。よって、第 15 号議案は継続審査とすることは棄却されました。

次に、第 15 号「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決

することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手多数であります。よって、第15号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第19号「県有財産(情報処理機器)の取得に関する議案」から第21号「新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上3件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決します。第19号議案から第21号議案まで、以上3件の議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案から第21号議案までは、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、諮第1号「退職手当支給制限処分に対する異議申し立てに関する諮問」について、採決を行いたいと思います。

◎塚地委員 私、退席をさせていただきます。

◎明神委員長 先日の審議では、異議申し立てに対して、執行部からは棄却したいとの考え方が示され、委員からは、おおむねこの執行部の対応に異議がない旨の意見も出ました。ついては、この異議申し立てを棄却すべき旨の答申をすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手多数であります。よって、諮第1号は、賛成多数をもって棄却すべき旨の答申をすることに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、明日9日午後3時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくをお願いします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(10時9分閉会)